

# EPAの現状

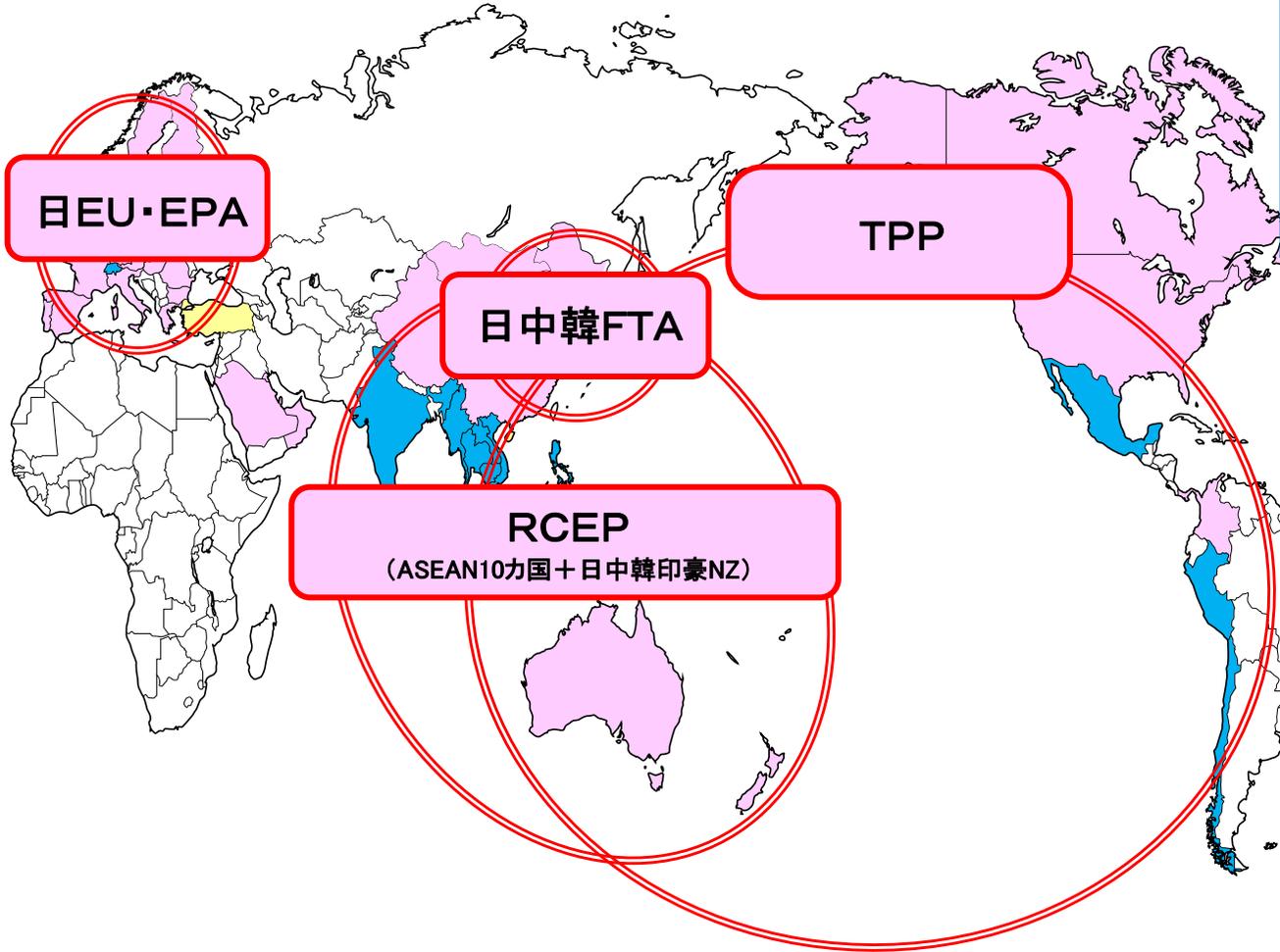
---

2013年8月

経済産業省 通商政策局 経済連携課  
課長補佐 猪俣 明彦

# 日本のEPA取組状況

■ 発効済    ■ 交渉中    ■ 共同研究



発効済 (12ヶ国1地域)			
アジア	シンガポール	アジア	ベトナム
	マレーシア		インド
	タイ		メキシコ
	インドネシア	中南米	チリ
	ブルネイ		ペルー
	アセアン地域		スイス
	フィリピン	ヨーロッパ	

交渉中 (5ヶ国5地域)			
アジア	モンゴル	大洋州	豪州
	日中韓	ヨーロッパ	EU
	RCEP	北米	カナダ
	韓国(中断中)	中南米	コロンビア
アジア・太平洋地域	TPP	中東	GCC ※

共同研究	
中東	トルコ

(※GCC: サウジアラビア、クウェート、UAE、カタール、オマーン)

# 大市場国・地域等とのEPA

## TPP

2011年11月11日 野田総理(当時)記者会見  
TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る。

2011年11月12日 TPP首脳会合  
交渉参加国首脳「TPPの大まかな輪郭を達成」と発表。

2012年9月9日 TPP首脳声明  
「包括的で次世代型の地域協定をつくるという我々の約束を再確認した」と発表。

2013年2月22日 日米首脳会談

安倍総理から、

- 1) 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシビリティが存在すること、
  - 2) 最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、
  - 3) TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないこと、
- の三点について述べ、これらについてオバマ大統領との間で明示的に確認。

2013年3月15日 安倍総理記者会見  
交渉参加を表明。交渉参加国に通知。

2013年4月12日 日米協議の終了  
TPP交渉参加の二国間協議を成功裡に終了。

2013年4月20日 TPP閣僚会合  
日本の交渉参加を承認。

2013年7月15日～25日 第18回TPP交渉会合  
7月23日午後から交渉参加

2013年8月22日～30日 第19回TPP交渉会合

「貿易大臣は、センシティブな懸案事項への解決策を見出し、高い水準で野心の高い包括的な協定というTPP首脳の目標を今年達成するべく、今後数ヶ月の自身の関与を強めていくことを約束した。」(「TPP閣僚会合に関する共同声明」より)

## 日中韓FTA

2012年11月20日 日中韓経済貿易大臣会合

日中韓FTAの交渉開始を宣言。2013年の早期に第1回交渉会合の開催を決定。

2013年3月26日～28日 第1回交渉会合  
2013年7月30日～8月2日 第2回交渉会合



(時期未定)第3回交渉会合

## RCEP

(東アジア地域包括的経済連携)

2012年11月20日ASEAN関連首脳会議

「RCEP交渉の基本指針及び目的」を16か国の首脳間で承認し、RCEP交渉立ち上げを宣言。

2013年5月9日～13日 第1回交渉会合



2013年9月24日～27日 第2回交渉会合

「2013年の早期に交渉を開始し、2015年末までの交渉完了を目指す。」(RCEP交渉の基本指針及び目的より)

## 日EU・EPA

2011年5月28日 日EU定期首脳協議  
まずは交渉の大枠を定める「スコーピング」の作業を早期に実施することで合意。

2012年5月31日 EU外務理事会  
スコーピング作業終了を報告。

2012年7月18日 欧州委員会閣議  
加盟国に対して、日EU・EPAの交渉開始を求めることを決定。

2012年11月29日 EU外務理事会  
欧州委員会に対して、日EU・EPAの交渉開始を承認。

2013年3月25日 日EU電話首脳会談  
日EU・EPAの交渉開始を決定

2013年4月15日～19日 第1回交渉会合  
2013年6月24日～7月3日 第2回交渉会合



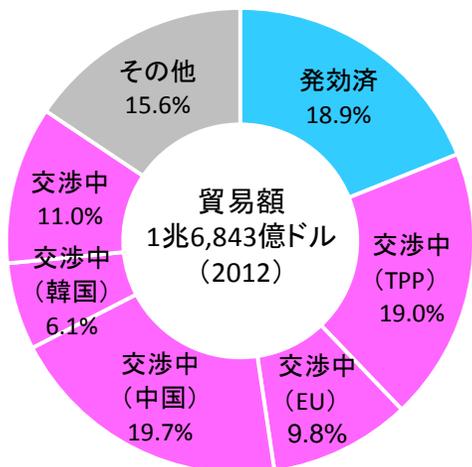
2013年10月21日の週 第3回交渉会合

「日EU首脳は、両協定の4月の交渉開始を歓迎し、両協定の可能な限り早期の締結についてのコミットメントを表明した。」(共同プレスリリースより)

# 各国のFTAカバー率比較

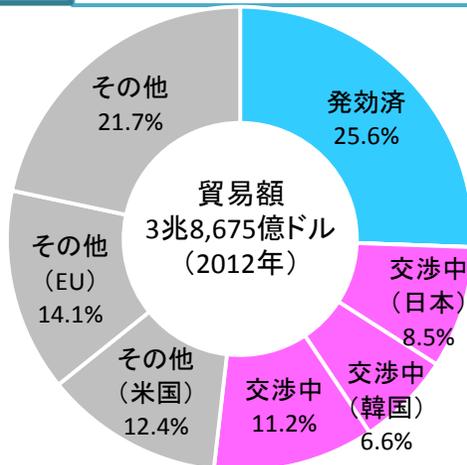
日本

発効済の国・地域 : 18.9%  
交渉中まで含む : 84.4%



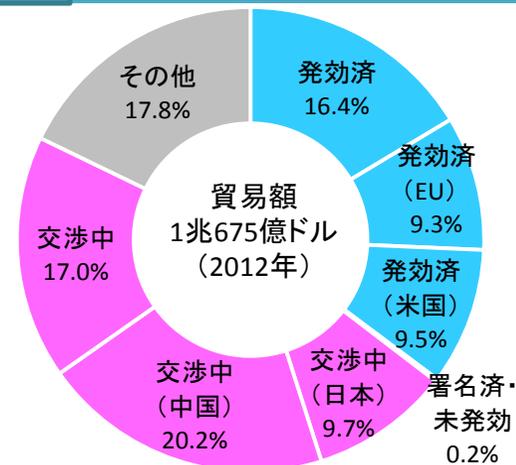
中国

発効済の国・地域 : 25.6%  
交渉中まで含む : 51.9%



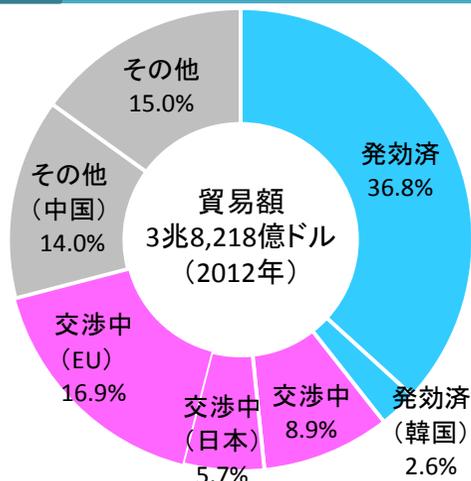
韓国

発効済・署名済の国・地域 : 35.4%  
交渉中まで含む : 82.3%



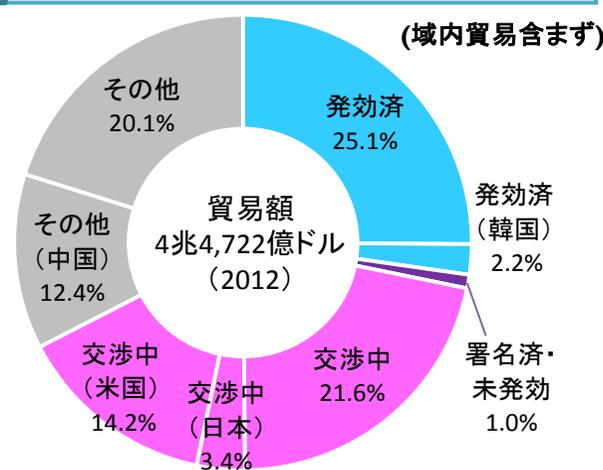
米国

発効済の国・地域 : 39.4%  
交渉中まで含む : 70.9%



EU

発効済+署名済の国・地域 : 28.3%  
交渉中・交渉開始合意まで含む : 67.5%



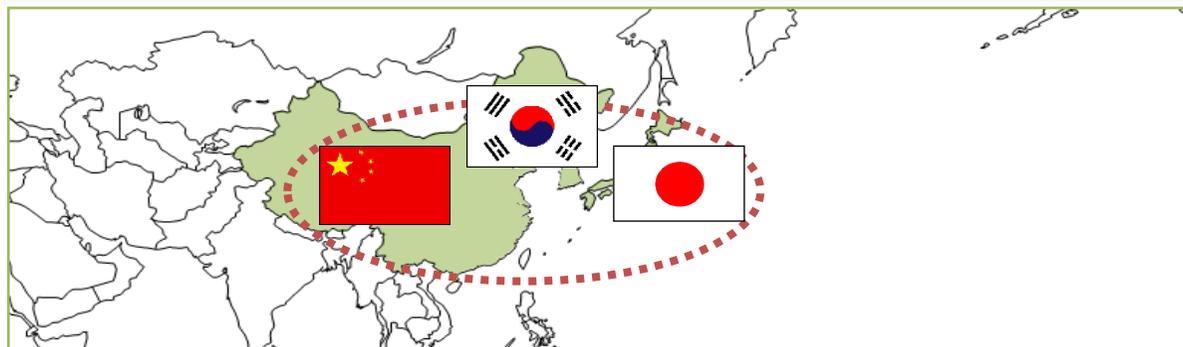
・国・地域名の記載は順不同

・同一の国とマルチのFTA、バイのFTAがともに進行している場合、貿易額は進行順(発効済→署名済→交渉中→その他)にカウントし、進行段階が同じ場合は、マルチの貿易額からは除いてカウント。

・貿易額データ出典: Global Trade Atlas

・小数第2位を四捨五入のため合計は必ずしも100%とならない。

# 日中韓FTA



## 概要

- 2012年11月、日中韓経済貿易大臣会合においてFTA交渉開始を宣言。2013年早期に第1回交渉会合を開催することを決定。
- 2013年3月 第1回交渉会合(於:韓国)、7月 第2回交渉会合(於:中国)を開催。
- 中韓の二国間FTAが既に交渉中。我が国産業界の劣後回避のためにも、日中韓FTAの早期実現が不可欠。
- 交渉では、日本と韓国で連携し、投資・サービス分野を中心に規制や障壁が多い中国市場の自由化を図る。

## 今後の見通し

- 時期未定 第3回交渉会合(於:日本)

# 日中韓FTA 第1回交渉会合および第2回交渉会合

## 第1回交渉会合

■日時: 2013年3月26日～28日

■場所: 韓国・ソウル

■結果概要

- (1) 3カ国の首席代表(次官級)、審議官級で交渉の進め方や交渉分野等につき議論。
- (2) 物品貿易、サービス貿易、投資について、初の作業部会(WG)を開催。
- (3) 上記3分野に加え、貿易救済、原産地規則、税関手続・貿易円滑化、SPS、TBT、競争、総則・最終規定等をFTA交渉の対象とすることとし、次回会合から交渉を開始することを決定。
- (4) 知的財産、電子商取引については、FTAにおける取り扱いを予断せず専門家間で議論を開始することで合意。



(出典) 韓国産業通商資源部HP  
(※) 第1回交渉(於: 韓国・ソウル)

## 第2回交渉会合

■日時: 2013年7月30日～8月2日

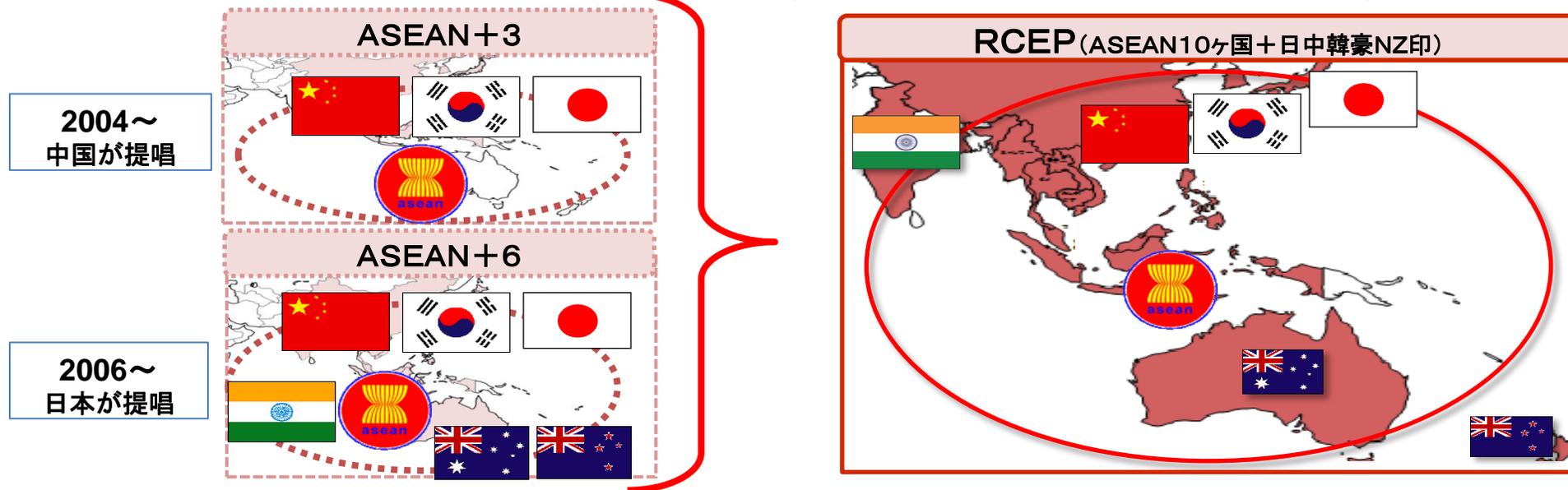
■場所: 中国・上海

■結果概要

- (1) 物品貿易、サービス貿易、税関手続、競争等の分野について議論。
- (2) 次回の第3回会合は、日本で開催予定。

# RCEP(東アジア地域包括的経済連携)

Regional Comprehensive Economic Partnership



## 概要

- 2012年11月、ASEAN関連首脳会議でRCEP交渉開始を宣言。2013年早期に第1回交渉会合を開催し、2015年末までの交渉完了を目指すことを決定。
- 2013年5月、第1回交渉会合(於:ブルネイ)を開催。
- 東アジア地域の高度なサプライチェーンに資するルールづくりを目指す。
- 東アジア地域でのEPA利用手続きを統一し、企業が使いやすいEPAの実現。

## 今後の見通し

- 2013年9月24日~27日 第2回交渉会合(於:オーストラリア)

# RCEP 第1回交渉会合

■日時:2013年5月9日～13日

■場所:ブルネイ

■結果概要

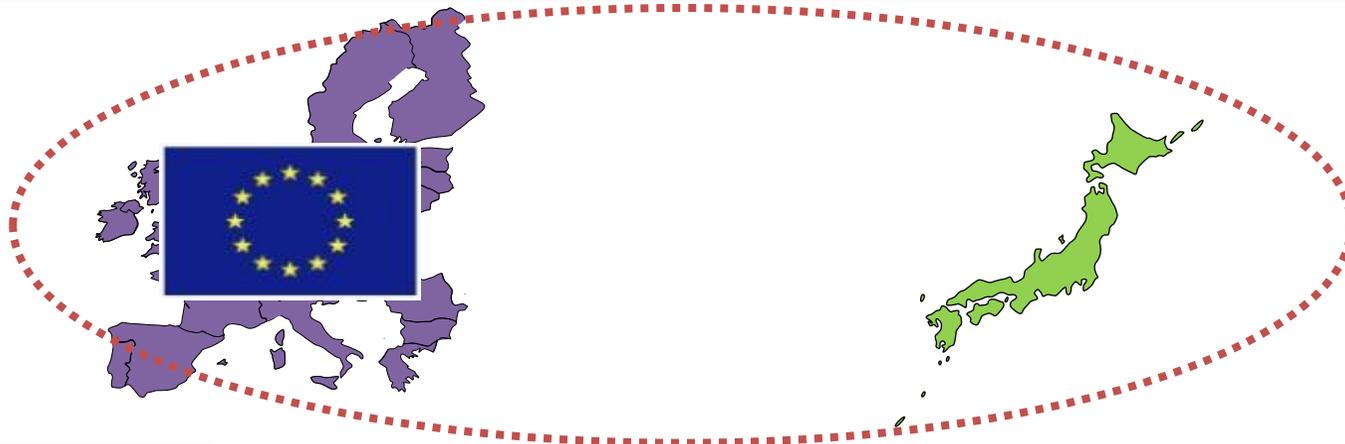
- (1) 今次会合では、高級実務者レベルの貿易交渉委員会会合に加え、物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会(WG)を開催。交渉の取り進め方や、交渉分野等について議論。
- (2) 次回の第2回会合は、2013年9月24日から27日にオーストラリアで開催予定。

## (参考)「RCEP交渉の基本指針及び目的」のポイント

[2012年11月20日 RCEP交渉立上げ時]

1. 物品貿易・サービス貿易・投資に加えて知的財産、競争等も交渉対象とし、包括的協定を目指す。
2. 既存のASEANとのFTAを上回る、包括的で質の高い協定を目指す。
3. 2013年早期に最初の交渉会合を開催し、2015年末までの完了を目指す。
4. 将来は16か国以外も加わりうる開かれた枠組みとする。

# 日EU・EPA



## 概要

- 2011年5月の日EU定期首脳協議において日EU間のスコーピング作業開始に合意。  
同作業を終え、2012年11月に欧州委員会は加盟国から交渉権限(マンデート)を取得。  
2013年3月の日EU首脳電話会談で、日EU政治協定とともに交渉開始を決定。
- 2013年4月 第1回交渉会合(於:ブリッセル)、6月 第2回交渉会合(於:東京)を開催。
- EU韓国FTAが2011年7月に発効しており、日本にとって、EU市場の鉱工業品関税撤廃を通じた日本企業の競争条件の改善が主要課題。
- 欧州側は日本の非関税措置への対応や政府調達市場(鉄道等)が主要な関心。  
(EUの関税率の例:乗用車10%、カラーテレビ14%。日本は両方とも0%)

## 今後の見通し

- 2013年10月21日の週 第3回交渉会合(於:ブリッセル)

# 日EU・EPA 第1回交渉会合および第2回交渉会合

## 第1回交渉会合

- 日時: 2013年4月15日～19日
- 場所: ベルギー・ブリュッセル
- 結果概要

会合では、交渉の分野や進め方等について議論が行われ、双方代表団の間で認識を共有。また、専門家会合において、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の分野について議論。

## 第2回交渉会合

- 日時: 2013年6月24日～7月3日
- 場所: 東京
- 結果概要

- (1) 物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の各分野について議論。
- (2) 次回の第3回交渉会合は、10月21日の週にベルギーのブリュッセルで開催予定。

## (参考) 日EU・EPAに関する交渉権限(マンデート)のポイント

[2012年11月29日に欧州委員会が加盟国から取得]

※ デグフト欧州委員(貿易担当)記者会見より引用  
(マンデートそのものは非公表)

### 1. 関税と非関税の並行性

EUの関税と日本の非関税障壁の撤廃とを厳格且つ明確な並行性(パラレリズム)を設定する。

### 2. セーフガード条項

欧州のセンシティブセクター(自動車等)を保護するセーフガード条項を入れる。

### 3. 1年後の交渉見直し

日本が非関税障壁に関する約束に応じない場合、1年後に欧州委員会は交渉から手を引く権利がある。

# これまでのTPP関連の動き

2006年 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成るP4協定が発効。

2008年 米国が交渉開始意図表明。

2009年 米国、TPP交渉への参加を議会通知。

2010年 (交渉会合を4回開催)

3月 **第1回会合でP4協定加盟の4カ国に加え、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。**

10月 **菅総理(当時)所信表明演説「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」**  
第3回会合でマレーシアが交渉参加。計9カ国に。

11月 APEC首脳会議(於:横浜)

菅総理(当時)記者会見、「関係国との協議を開始するその姿勢を明確にしたところ」

2011年 (交渉会合を6回開催)

11月 APEC首脳会議(於:ホノルル)

野田総理(当時)、「交渉参加に向けた関係各国との協議を開始し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととしたい」旨表明。

・メキシコ、カナダ、交渉参加に向けた協議開始の意向表明。

2012年 (交渉会合を5回開催)

1-2月 交渉参加9カ国と協議⇒米、豪、NZを除く6カ国は我が国の交渉参加を支持。

4月 日米首脳会談で、オバマ大統領から、自動車、保険、牛肉について関心の表明あり。

6月 交渉参加9カ国、メキシコ、カナダの交渉参加支持表明。

⇒10月、両国の交渉参加に関する9カ国の国内手続きが終了。計11カ国に。(※実際の交渉会合への参加は11月)

11月 オバマ大統領再選後、ASEAN関連首脳会議の際の日米首脳会談で、協議の加速化で一致。

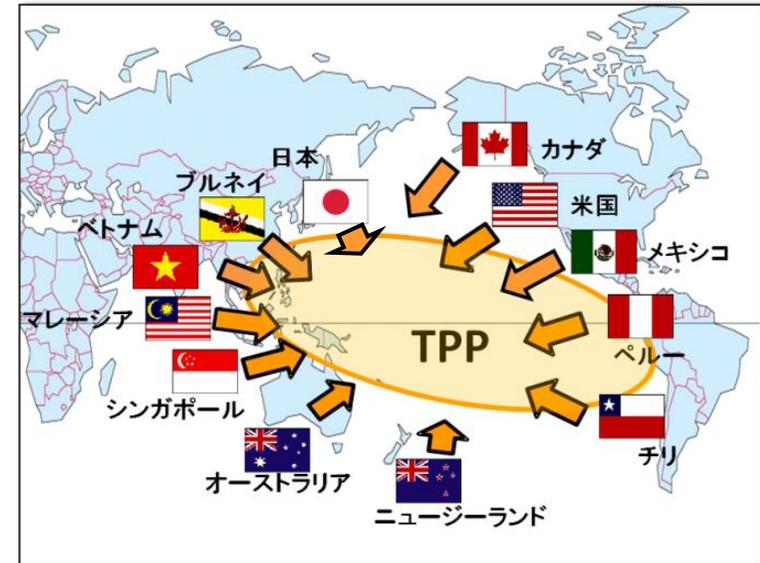
**東アジアサミットの折のTPP首脳会議で、参加7か国の首脳は2013年中の交渉妥結を目指すことに合意。**

2013年 (交渉会合を3回開催(8月まで))

2月 日米首脳会談で、日米の共同声明を発出。

3月 安倍総理「交渉参加」表明。

7月 **第18回交渉会合(於:マレーシア)** (次回第19回交渉会合は8月(於:ブルネイ)。また、10月にはAPEC首脳会議がバリ島にて開催予定。)



# 日米の共同声明 (2013年2月22日の首脳会談時)

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉に参加する場合には、**全ての物品が交渉の対象とされること**、及び、日本が他の交渉参加国とともに、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭(アウトライン)」において示された**包括的で高い水準の協定を達成していくことになること**を確認する。



(写真提供: 内閣広報室)

- 1) 日本には**一定の農産品**、米国には**一定の工業製品**というように、**両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在すること**を認識しつつ、
- 2) 両政府は、**最終的な結果は交渉の中で決まっていくもの**であることから、
- 3) TPP交渉参加に際し、**一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないこと**を確認する。

両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、**自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し**、及びTPPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

# 安倍総理「参加表明」会見（2013年3月15日）

本日、TPP／環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉に参加する決断をいたしました。その旨、交渉参加国に通知をいたします。

（略）

**世界の国々は、海外の成長を取り込むべく、開放経済へとダイナミックに舵を切っています。**アメリカと欧州は、お互いの経済連携協定の交渉に向けて動き出しました。韓国もアメリカやEUと自由貿易協定を結ぶなど、アジアの新興国も次々と開放経済へと転換をしています。

**日本だけが内向きになってしまったら、成長の可能性もありません。**

（略）

**TPPの意義は、我が国への経済効果だけにとどまりません。**日本が同盟国である米国とともに、新しい経済圏をつくります。そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が加わります。こうした国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけではなく、必ずや世界に繁栄をもたらすものと確信をしております。

（略）

**今がラストチャンスです。この機会を逃すということは、すなわち、日本が世界のルールづくりから取り残されることにほかなりません。**「TPPがアジア・太平洋の世紀の幕開けとなった」。後世の歴史家はそう評価するに違いありません。アジア太平洋の世紀。その中心に日本は存在しなければなりません。**TPPへの交渉参加はまさに国家百年の計であると私は信じます。**



（写真提供：内閣広報室）

# 日米協議の合意の概要 (2013年4月12日)

1. 日本が他の交渉参加国とともに、「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米両国が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び法の支配を更に強化するため、共に取り組んでいくこととなった。
2. この目的のため、日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。  
対象分野: 保険、透明性/貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置(注) 等
3. また、米国が長期にわたり懸念を継続して表明してきた自動車分野の貿易に関し、  
(1) TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。  
対象事項: 透明性、流通、基準、環境対応車/新技術搭載車、財政上のインセンティブ 等  
(2) TPPの市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。
4. 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを確認しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致。

(注) 日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

# 関係国との協議の終了

2013年

4月20日 TPP閣僚会合

全参加国との協議終了



4月24日 米議会通知

米国政府が議会に日本の交渉参加を通知

TPP(環太平洋パートナーシップ)交渉参加国



7月15日～25日 第18回交渉会合

23日午後より交渉会合に参加

## TPP閣僚会合に関する共同声明(仮訳・抜粋)

「環太平洋パートナーシップ閣僚は、重要な課題での前進のための道筋を描き、日本の参加に関する今後の段取りを確認」(4月20日)

貿易大臣はまた、各TPP参加国が、TPP参加への日本の関心についての日本との二国間協議を終了したことを確認した。本日、貿易大臣は、他の参加国が進捗中の交渉に参加した時と同様に、妥結に向けて交渉が引き続き速やかに進められるような方法により、日本の参加プロセスを完了させることをコンセンサス(全会一致)により合意した。日本はその後、現交渉参加各国の国内手続が完了次第、TPP交渉に参加することができる。

日本の参加により、TPP参加国は世界のGDPの約40%、世界の全貿易額の3分の1を占めることになる。TPP参加国の大臣は、日本の交渉参加は、TPPの経済的意義や、TPPがアジア太平洋自由貿易圏に向けた道筋として有望であることを強調するものであることに言及した。

## グローサーNZ貿易大臣メディア声明(仮訳・抜粋)

「TPP参加国は日本を環太平洋パートナーシップ交渉の新たな参加国として歓迎」  
(4月21日)

「TPP現参加国は、特に、2011年11月12日のホノルルでのTPP首脳及び貿易大臣による声明に従って、包括的かつ高い野心の次世代型の協定という共有された目標をできる限り早期に達成することについての日本の約束を歓迎した。我々は、各国の多様な発展のレベルを考慮しつつ、包括的かつバランスのとれたパッケージの締結を目指すに当たり、日本とともに取り組んでいくことを楽しみにしている。」

「TPP現参加国が今後必要に応じそれぞれの国内の法的手続を完了した後、日本は、正式に交渉参加国となり、交渉に参加する。」

# 日本のTPP交渉正式参加(1)

## 日本のTPP交渉への正式参加について 2013年7月25日 TPP政府対策本部長 甘利 明

7月15日から25日まで、マレーシアのコタキナバルにおいて、第18回TPP交渉会合が開催され、我が国は23日午後から正式に交渉に参加した。

同会合には、鶴岡公二首席交渉官(政府代表)をはじめとする各分野担当の交渉官らを派遣し、精力的に交渉させるとともに、自分も担当閣僚として、現地との連絡を緊密に維持してきた。日本のTPP交渉への参加について、各国からは歓迎の意が表明された。

我が国は、首席交渉官会合の他、知的財産、政府調達、原産地規則、環境、制度的事項の5分野の作業部会に参加した。24日午後と25日は「日本セッション」が開催され、首席交渉官に加えて、各分野の交渉官が参加し、分野別の議論を行った。また、代表団は二国間でも各国と頻繁に接触した。

今回の交渉会合では、TPP交渉に臨む我が国の基本的立場を説明したほか、交渉状況について各国から説明を受け、議論を行った。

安倍総理が常々述べているように、アジア太平洋地域における新たなルールを作り上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、世界に繁栄をもたらし、この地域の安定にも貢献するものであり、日本が一旦交渉に参加した以上、重要なプレイヤーとして、新たなルールづくりをリードしていく旨表明するとともに、我が国として、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、積極的かつ建設的に議論に参加するという基本的な姿勢を明らかにした。

限られた時間を最大限に有効活用するため、我が国の主催により、24日の夕刻以降に非公式分科会を開催し、各国の首席交渉官及び分野別の交渉官の参加を得て、議論を行った。

交渉参加と同時に交渉テキストにもアクセス可能となり、現在、21分野の交渉官が交渉テキストの精査・分析を鋭意進めており、今後の交渉に備える。

次回(第19回)交渉会合は、8月22日から30日まで、ブルネイで開催予定である。

今後も我が国としては、強い交渉力を持って、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めていくことによって、我が国の国益を最大限に実現するよう全力を挙げて交渉にあたる。

# 日本のTPP交渉正式参加(2)

## 環太平洋パートナーシップ(TPP)第18回会合メディア声明(仮訳)

2013年7月25日 於・サバ州コタキナバル

7月15日から開始された第18回環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉が本日終了した。今回の交渉会合には、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムから、650名以上の政府関係者が出席した。

7月23日、我々は12番目のTPP交渉参加国として日本を歓迎した。この2日間にわたり、参加国は交渉の現状について日本に説明を行った。日本は、迅速に交渉プロセスに参加する意思を示し、積極的に交渉に参加した。日本のTPPへの参加は、7億9,000万人からなり、27兆米ドルのGDPを生み出し、世界の3分の1に相当する貿易量を有する市場を創出することになる。

今回の会合では13の交渉グループに分かれ、投資、不適合措置、競争、市場アクセス、原産地規則、TBT、金融サービス、電子商取引、一時的入国、知的財産権、環境、政府調達、法的・制度的事項について議論を行った。

我々は、中間会合で前進した論点を採り上げるなどして、ほとんどの交渉グループにおいて、より技術的な論点の解決に向けて、良好な進展を続けた。また、我々は、より困難な論点における立場の違いを狭め、これら論点のいくつかにつき早期の決着に道筋を付けた。知的財産、環境及び国有企業に関するより困難な課題について、交渉官は交渉グループにおいて、作業を進める様々なオプションを検討した。

工業製品、農産品、繊維及び衣料製品の市場アクセスに関して、包括的な自由化の目標の達成に向けた交渉を加速させるため、交渉官は作業計画に合意した。

第18回交渉会合を通じて相当な進展があったものの、依然として、追加的な作業が必要な論点が多く残されている。我々は、交渉官がより困難でセンシティブな論点に取り組まなければならない段階に差しかかっている。我々は、全ての重要な論点を取り上げる交渉会合間に行われる作業についての明確なスケジュールを通じ、より多くの論点が次回交渉会合で妥結されることを期待している。

過密な交渉スケジュールにも関わらず、交渉官達はステークホルダーと対話することができた。2013年7月20日にステークホルダー会合が開催された。200以上のステークホルダーが参加し、内44が、産業界、NGO、学界、特定利益の団体にとっての幅広い関心・懸念についてペーパーを提出した。首席交渉官達も、ステークホルダーに対して交渉状況を説明し、寄せられた質問に対して回答を行った。

第19回TPP交渉会合は、2013年8月22日～30日にブルネイで開催される予定。

# TPP交渉で扱われる分野

## TPPの基本的考え方

(出典: 昨年9月に発出された「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」等)

### 1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

### 2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

<p><b>(1) 物品市場アクセス</b> (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>		<p><b>(2) 原産地規則</b></p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(＝締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>		<p><b>(3) 貿易円滑化</b></p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>		<p><b>(4) SPS(衛生植物検疫)</b></p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>		<p><b>(5) TBT(貿易の技術的障害)</b></p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	
<p><b>(6) 貿易救済(セーフガード等)</b></p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>		<p><b>(7) 政府調達</b></p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>		<p><b>(8) 知的財産</b></p> <p>知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>		<p><b>(9) 競争政策</b></p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>		<p><b>サービス</b></p> <p><b>(10) 越境サービス</b></p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>	
<p><b>サービス</b></p>			<p><b>(14) 電子商取引</b></p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>		<p><b>(15) 投資</b></p> <p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>		<p><b>(16) 環境</b></p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>		
<p><b>(11) 一時的入国</b></p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p>	<p><b>(12) 金融サービス</b></p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p><b>(13) 電気通信</b></p> <p>電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>		<p><b>(19) 紛争解決</b></p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>		<p><b>(20) 協力</b></p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>		<p><b>(21) 分野横断的事項</b></p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>	
<p><b>(17) 労働</b></p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>		<p><b>(18) 制度的事項</b></p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>							

# TPP交渉に関する体制

与党

連携

## TPPに関する主要閣僚会議

構成員：関係閣僚（官房長官、再生、外、  
財、農、経＋関係大臣）

※ 必要に応じ総理ご出席

連携

## 日本経済再生本部

本部長：総理大臣

## 産業競争力会議

議長：総理大臣

## TPP政府対策本部長 (甘利経済再生担当大臣)

国内調整総括官  
佐々木 豊成

首席交渉官  
鶴岡 公二

分野別  
チーム

交渉  
チーム

## 幹事会

議長：加藤副長官  
構成員：内閣官房副長官補  
(内政・外政)  
関係省庁次官・局長級  
(外・財・農・経他)

# TPP協定のメリット及びデメリットとして指摘される点(例)

## TPP協定のメリット

- (1) アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)へのステップとなる。
- (2) TPP協定参加国間で互いの関税をなくしていくことで、貿易が盛んになる。
- (3) 日本の製品がTPP協定参加国の国内製品と差別されないようになる。
- (4) 日本の技術やブランドが守られるようになる。
- (5) 日本企業が行った投資がTPP協定参加国において不当な扱いを受けないようになる。
- (6) 貿易の手続きやビジネスマンの入管手続きを簡単にすることで、中小企業も海外で活動をしやすくなる。

## TPP協定のデメリット

- (1) 原則として即時に全品目の関税の撤廃が求められ、その結果、農業の衰退や自給率の低下を招くのではないか。
- (2) 安全ではない食品が増加したり、食品の安全基準が緩和されるのではないか。
- (3) 公的な医療保険を受けられる範囲が縮小されてしまうのではないか。
- (4) 質の低い外国人専門家(医師・弁護士等)や単純労働者が大量に流入するのではないか。
- (5) 地方の公共事業が海外の企業にも一層開放されることで、海外の企業に取られてしまうのではないか。
- (6) 外国人の投資家が訴えることで、日本の国内制度を変更させられるなど、国家主権にも影響が及ぶのではないか。(ISD S制度)

# TPP交渉参加により期待されるメリットの例(各種団体の意見の例)

## 1. 総論

- ✓ **韓国**(米韓FTA発効済み)等の企業との競争条件の改善(経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、電子情報技術産業協会、日本機械輸出組合他)
- ✓ **アジア太平洋地域の成長の取り込み**(経団連他)
- ✓ **我が国の他のEPA**(日中韓FTAや日EU・EPA等)の推進に寄与(経団連、日本産業機械工業会他)
- ✓ **TPPに参加しない場合、空洞化が進むおそれ**(経団連、自工会、日本労働組合総連合会他)

## 2. 各論

- ✓ **他国の高関税品目の関税引き下げ**
  - **米国の乗用車(2.5%)・トラック(25%)**(自工会、日本機械輸出組合)、  
「米国等TPP参加国の自動車・自動車部品の関税(2010年度1370億円)の即時撤廃を希望。2010年度の主要自動車メーカー5社の決算合計が約5000億円の赤字であったことを勘案すると、1370億円のインパクトは大きい。2.5%は決して低い関税率ではない。」(自工会)
  - **米国の蒸気タービン(6.7%)・NZ、ブルネイ、豪州、ベトナム、マレーシアのインバーター(0~25%)**(日本電機工業会)、
  - **米国のチタン母材(15%)、ベアリング(9%)、カラーTV・時計(5%)、ビデオカメラ(2.1%)**(日本機械輸出組合)
  - **米国の合成繊維織物(8.5~14.9%)、綿織物(6.5~15.5%)、衣類(品目によっては30%以上)**(日本繊維産業連盟)
  - **我が国がEPA未締結の米豪NZの関税撤廃及び既存のEPAで獲得できなかった市場アクセスの確保**(日本商工会議所)(注:ベトナムの乗用車(83%)、豪州の自動車部品(5%)等)

## • 2. 各論(続)

### ✓ 我が国に有利なルールの策定

- **ベトナムの小売業の出店規制の緩和** (日本フランチャイズチェーン協会、日本商工会議所)  
※ベトナムでは外資規制はないが、(略)外資による大規模小売店等の2店舗目以降の開店許認可手続には条件が課せられており、2店舗目以降は審査が非常に厳しくなる。
- **我が国に有利な繊維の原産地規則導入** (日本繊維産業会)  
※米国はヤーンフォワード(使用した材料を原糸から全てその国で製造した場合のみEPAが適用対象となる)を重視。  
我が国のASEANやインドとのEPAでは縫製品製造の4工程のうち2工程以上の加工を経ているものを原産性認定の対象とする2工程基準を用いている。
- **鉄鋼製品に対するアンチダンピング措置の濫用防止** (日本鉄鋼連盟)
- **WTO政府調達(我が国及び米加星は加盟済み)未加盟国に同協定並みの規律を求める** (経団連、日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会)
- **マレーシアのブミプトラ(自国民優遇)政策及び米国のバイアメリカン条項の是正、並びに米国の州政府の政府調達市場の開放** (日本機械輸出組合、日本電機工業会、日本貿易会等)
- **収用や突然の政策変更等に対応する投資保護ルールの策定** (日本機械輸出組合、日本商工会議所、日本電機工業会)  
「ISDSの規定を設け、仲裁に付託される紛争の範囲をできるだけ限定しないよう希望する。」(日本機械輸出組合)
- **海賊品・模造品対策、ロイヤリティ送金に対する現地政府による制限の禁止** (経団連、日本機械輸出組合等)
- **査証や労働許可発給手続きの簡素化、迅速化** (日本商工会議所他)
- **新興国の排他的な産業政策(ローカルコンテンツ要求)の是正** (経団連他)

## TPP交渉参加により懸念されるデメリットの例(各種団体の意見の例)

### 1. 総論

- ✓ 食料自給率の低下により日本の農業が壊滅するのではないか。(主婦連合会、JA全中、中央畜産会他)
- ✓ 規制・制度の整合性の名の下で、米国のルールに日本も整合させられるのではないか不安。(主婦連合会他)
- ✓ TPPの目標である例外なき関税撤廃や、TPP参加国の国内規制の厳格な統一は、自由で開かれた貿易・投資というアジア太平洋地域の共通目標の達成に資するものではない。(JA全中他)
- ✓ TPPを含む国際貿易交渉に当たっては、国内の農林水産業の振興を損なわないようにすること。国内の農林水産業・農村漁村の振興を損なうことのないよう、十分な対策を行うこと。(全国都道府県議会議長会)
- ✓ TPP参加により海外への投資条件が整備されるならば、却って産業の空洞化が進行するのではないか。(全国町村会他)

## 2. 各論

- ✓ 例外なき関税撤廃を原則とするTPPへの参加は、国内農業の振興とは両立できない。(JA全中他)  
※「P4協定において例外化されているものは、宗教上の理由など特別なものに限られていることから、例外措置が可能との根拠のない見通しをもってTPPへ参加することは極めて危険である。」(JA全中)  
※「国境地帯の農業や関連産業が深刻な打撃を被れば、これら地域に安全保障上の問題を引き起こすおそれがある。」(JA全中)
- ✓ 食の安全・安心についてルールが緩和されることで問題が生じるのではないか。(JA全中、主婦連合会、全国消費者団体連絡会等)
- ✓ 混合診療の解禁等、国民皆保険制度が影響を受ける。(四病院団体協議会、日本医師会、日本歯科医師会他)
- ✓ ジェネリック医薬品の製造・販売が阻害要因が導入されるのであれば問題。(日本製薬団体連合会)
- ✓ 外国の医師、歯科医師、弁護士、会計士、看護師、介護福祉士、建築士などの国家資格についての相互承認が、今後、議論される懸念はないのか。(全国知事会、日本看護協会、公認会計士協会他)
- ✓ 外国人単純労働者が流入するのではないか。(全国知事会他)
- ✓ 政府調達の対象拡大、基準額引き下げにより建設業界が影響を受ける恐れがある。(全国知事会他)
- ✓ 簡保・共済について制度変更を求められるのではないか。(日本生活協同組合連合会他)
- ✓ 漁業補助金等が原則禁止となれば、水産政策の後退につながる。(全国知事会他)
- ✓ ISDS条項では、各国独自の施策が訴訟で否定されることになるのではないか。(全国消費者団体連合会、日本医師会、日本労働組合総連合会他)

# 医療保険、混合診療、単純労働者などについての米国の立場

日本国内に、TPPに関する誤解があることは承知している。この機会に日本の友人とメディアに伝えたいことは、TPPは、

- (1) 日本の国民医療保険制度を民間ベースの医療保険制度に変更を求めものではない。
- (2) 「混合診療」に関して日本の制度変更を求めものではない。
- (3) 日本の学校で英語による授業を求めものではない。
- (4) 単純労働者受入を求めものではない。
- (5) 専門家の資格や免許の相互承認を求めものではない。

(注) 2012年3月1日 ウェンディ・カトラーUSTR代表補の発言  
米国アジア太平洋地域ビジネスサミット (主催: 在日米国商工会議所(ACCJ))

- It is not about forcing Japan or any other country to privatize its healthcare system.
- It is not about requiring countries to allow for private service providers of healthcare, including for so-called 'mixed' medical services.
- It is not about asking countries to mandate that English be used in their schools.
- And it is not about seeking the entry of unskilled labor into TPP member countries.
- And it is not about requiring other countries to recognize professional licenses from other countries.

# その他のEPA交渉の状況



## 日韓EPA (交渉中断中)

### 【交渉開始】

2003年12月

### 【直近の交渉会合】

2004年11月 ※以降交渉中断中

### 【最近の主な二国間首脳会談】

2011年10月(野田総理訪韓)  
交渉再開に向けた実務的作業の  
本格的実施で合意。



## 日豪EPA (交渉中)

### 【交渉開始】

2007年4月

### 【直近の交渉会合】

第16回 2012年6月

### 【最近の主な二国間首脳会談】

2012年12月28日(日豪電話首脳会談)  
交渉の早期妥結を目指し、引き  
続き協力していくことで一致。



## 日加EPA (交渉中)

### 【交渉開始】

2012年11月

### 【直近の交渉会合】

第3回 2013年7月

### 【最近の主な二国間首脳会談】

2012年3月(日加首脳会談)  
共同研究報告書を受け、EPA交  
渉を開始することで一致。



## 日モンゴルEPA (交渉中)

### 【交渉開始】

2012年6月

### 【直近の交渉会合】

第4回 2013年7月

### 【最近の主な二国間首脳会談】

2013年3月  
(安倍総理モンゴル訪問)  
早期妥結に向けて精力的に交渉  
を進めることにつき一致。



## 日コロンビアEPA (交渉中)

### 【交渉開始】

2012年12月

### 【直近の交渉会合】

第2回 2013年5月

### 【最近の主な二国間首脳会談】

2012年9月  
(日コロンビア首脳会談)  
EPA交渉を開始することで一  
致。



## 日トルコEPA (共同研究中)

### 【共同研究立ち上げ】

2012年7月 日トルコ貿易・投資閣  
僚会合において、共同研究の立ち  
上げに合意。

### 【共同研究】

2013年7月  
日トルコEPA共同研究報告書発表。